

水戸市森林公園体験型遊具設置等業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「水戸市森林公園体験型遊具設置等業務」（以下「本業務」という。）の事業者をプロポーザル方式により選定（以下「本選定」という。）する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

水戸市森林公園体験型遊具設置等業務

(2) 業務の内容

別紙「水戸市森林公園体験型遊具設置等業務仕様書」による。

(3) 実施方式

公募型プロポーザル

(4) 契約期間

市が定める日から 20 年間とする。

(5) 担当課

水戸市 産業経済部 農政課（本庁舎 5 階 502 番窓口）

〒310-8610 茨城県水戸市中央一丁目 4 番 1 号

電 話：029-232-9181(直通)

電子メール：nousei@city.mito.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす事業者とする。なお、グループで応募する場合は、公募対象地に施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人を定めること（他の法人は構成法人とする。）。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
(1)公募公告開始・質問書の受付開始	令和８年８月 ３日（月）
(2)質問書の受付期限	令和８年８月 21 日（金）17 時まで（必着）
(3)質問書に対する回答期限	令和８年８月 28 日（金）
(4)参加申込書・事業計画書等の提出期限	令和８年９月 11 日（金）17 時まで（必着）
(5)書面審査 プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和８年９月 14 日（月）～ 令和８年 10 月 2 日（金）
(6)選定結果の通知及び公表予定日	令和８年 10 月 9 日（金）
(7)契約締結予定	令和８年 10 月中旬

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問は、次により提出するものとする。なお、当該方法以外の質問には対応しない。

質問様式	任意
提出期限	令和８年８月 21 日（金）17 時まで（必着）
提出方法	電子メール ※件名は「水戸市森林公園体験型遊具設置等業務質問（会社名）」と記載すること。また、担当者の所属部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
提 出 先	農政課（「２ 業務の概要（５）担当課」のとおり）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和８年８月 28 日（金）までに本市のホームページで公開するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(3) 現地視察

現地視察を希望する場合は、令和８年８月 12 日（水）までに電子メールで申し込むこと。

6 参加申込書等の提出

参加申込書等は、次により提出するものとする。

提出書類	【様式 1】 参加申込書 代表者印を押印 添付資料 【様式 2】 参加資格に関する申立書 【様式 3】 会社概要書 決算書（最新のもの） 定款 謄本 印鑑証明 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明
部 数	1 部
提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）17 時まで（必着）
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。
提 出 先	農政課（「2 業務の概要（5）担当課」のとおり）

7 事業計画書について

(1) 提出書類

事業計画書は次により提出するものとする。

提出書類	【様式 4】 事業計画書
部 数	正本 1 部、副本 8 部（副本は、複写可）
提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）17 時まで（必着）
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。
提 出 先	農政課（「2 業務の概要（5）担当課」のとおり）

(2) 提出資料の記入上の留意事項

ア 12 公募型プロポーザル事業計画書の作成要領及び評価方法を参考に事業計画書を作成し提出すること。

イ 事業計画書の作成にかかる費用等は自己負担とすること。また、図面等を引用する場合は、必ず参照先を記載すること。また文字サイズは、図表を除いて 10 ポイント以上とする。

ウ 参加申込者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。

8 選定方法

(1) 本選定に当たっては、「水戸市森林公園体験型遊具設置等業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、事業計画・内容を公正かつ客観的に審査する。

(2) 本選定は公募とし、選定の対象は期限までに参加申込書、参加資格に関する申立書、会社概要書及び事業計画書を提出した者（以下「参加者」という。）とする。

- (3) 審査は、参加申込書等により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、事業計画書の内容について委員会が行うものとする。なお、書面による審査のほか、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行う。

ア 評価結果を数値化する採点方式を採用し、総合評価点（12 公募型プロポーザル事業計画書の作成要領及び評価方法 (2) 評価方法 エ 総合評価点による。）が最も高い事業者を最優秀事業者、次点の事業者を次点候補者とする。ただし、総合評価点が満点の6割に達しない場合は、最優秀事業者等を選定しない。

イ 総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、委員の合議により委員長が最優秀事業者を選定する。

- (4) 参加申込書等及び事業計画書の提出期限が到来した時点で、参加申込書等及び事業計画書の提出が1事業者であっても、選定を実施し、総合評価点が満点の6割に達しない場合は、最優秀事業者として選定しない。

- (5) (3) アに規定する最優秀事業者が辞退した際は、次点の事業者を繰り上げるものとする。その場合にあっても、総合評価点が満点の6割に達しない場合は、最優秀事業者として選定しない。

9 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全参加者に最優秀事業者名、次点候補者名及び自身の採点結果を文書で通知する。また、本市のホームページにて最優秀事業者名及び次点候補者名を公表する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立は一切受け付けない。

10 契約

- (1) 選定された事業者との契約は、地方自治法第234条第2項（昭和22年4月17日法律第67号）及び同法施行令第167条の2第1項2号（昭和22年5月3日政令第16号）の規定に基づき、水戸市財務規則（平成7年3月30日規則第16号）に定めるところにより決定するものとする。
- (2) 選定結果は、契約が完了するまでは、本市における契約上の効果をもたないものとする。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあつては、当該契約を解除できるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の利益を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と事業計画の内容又はその意思について、相談や開示を行ったとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

- (2) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。

(3) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出期限後における事業計画書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- オ インターネット、電子メール等の通信事故や郵便事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- カ 提出された書類は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に基づく開示請求の対象となる。
- キ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。
- ク 選定後、業務遂行に当たっては、事業計画書の内容に拘わらず、本市と協議のうえ、決定するものとする。

12 公募型プロポーザル事業計画書の作成要領及び評価方法

(1) 事業計画書の作成要領

水戸市森林公園体験型遊具設置等業務仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、次の視点に基づき事業計画書を作成するものとする。

- ア 本事業の実施スケジュールを示すこと。
- イ 利用料金の設定を示すこと。
- ウ 体験型遊具等の利用方法（遊び方等）を示すこと。
- エ 運営方法（利用時間等）を示すこと。
- オ 年間の利用者見込数を示すこと。
- カ 過去に同様の事業を受注した実績の有無を示すこと。
- キ 完成予定の図面等を示すこと。
- ク その他当該事業目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

(2) 評価方法

評価は、次の手順で行う。

ア 審査項目の評価視点及び配点

審査項目	評価の視点	配点
森林公園への貢献度	・森林公園の設置目的（自然とのふれあい等）に基づく取組であると見込まれるか。 ・森林公園とその周辺地区の魅力向上に繋がる取組であると見込まれるか。 ・来園者サービスの向上に繋がる取組であると見込まれ	25 点

	るか。	
業務遂行能力	・事業の実現可能性はあるか。 ・過去の同様の事業の実績はどのようなものがあるか。	25 点
維持管理及び 緊急時の対応	・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・安全な設計であると見込まれるか。 ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 ・災害や事故発生時の対応について、市に負担を与えないものとなっているか。	25 点
利用料金及び 財政的負担	・利用料金は明快で廉価なものか。 ・市民が利用し易い仕様となっているか。 ・市に財政的負担を与えないものとなっているか。	25 点
合計		100 点

イ 評価基準

各審査項目は、次の５段階による評価を行い、点数を付与する。

評価基準	付与点	(例) 配点 10 点の場合
特に優れた提案である	配点×1.0	10×1.0=10 点
優れた提案である	配点×0.8	10×0.8=8 点
想定した程度の提案である	配点×0.6	10×0.6=6 点
想定を下回る提案である	配点×0.2	10×0.2=2 点
要件を満たしていない	配点×0.0	10×0.0=0 点

ウ 加点項目の評価及び配点

貸付料を加点項目とする。加点は、貸付料の提案が最も高い事業者を 10 点とし、以下順位が下がるごとに 2 点を減ずる。

エ 総合評価点

イ 評価基準により委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数に、ウ 加点項目の評価及び配点を加えた値を「総合評価点」とする。